



6 指令幸第 1 - 1 0 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岡崎市柱町下荒子 5 7 番地 1

名 称 中部保全 株式会社

代表者 代表取締役 近藤 敬道

令和 6 年 5 月 7 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付して許可する。

令和 6 年 7 月 6 日

幸田町長 成 瀬 敦



1 許可の内容

(1) 業 種 一般廃棄物処分業（中間処理(選別、破碎、熔融、圧縮、切断、梱包)）

(2) 有効期間 令和 6 年 7 月 6 日から令和 8 年 7 月 5 日まで

(3) 区 域 幸田町大字坂崎字与荒子 2 6 番地 他 2 筆

2 許可条件 関係法令を遵守すること



一般廃棄物処理業許可証(許可番号6指令幸第1-10号)に掲げる者の事業の内容は、次のとおりであることを証します。

令和6年 7月 6日

幸田町長 成 瀬



記

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

一般廃棄物処分業（中間処理(選別、破碎、溶融、圧縮、切断、梱包))
積み替え、保管を含む

(2) 取り扱う廃棄物の種類

一般廃棄物

ア 容器包装廃棄物(びん、缶、プラスチック製容器、紙製容器等)

イ 可燃性廃棄物(紙類ごみ、繊維ごみ、木・竹類ごみ等)

ウ 不燃性廃棄物(プラスチックごみ、金属ごみ、ガラス、陶磁器類のごみ等)

エ 粗大系廃棄物(可燃性ごみ、不燃性ごみ、その他適正処理困難物系のごみ等)

オ その他廃棄物(蛍光灯、ランプ類、乾電池、冷媒等を含む廃棄物等)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ペットボトルの選別減容圧縮設備

(2) その他プラスチックの選別減容圧縮設備

(3) びん、缶類の選別、破碎、減容圧縮設備

(4) 粗大系廃棄物の破碎選別設備

(5) 粗大系廃棄物の切断設備

(6) 混合廃棄物の選別設備

(7) 発砲スチロール・トレイの減容固化設備

(8) ランプ類の破碎設備

(9) 蛍光管の破碎設備

(10) 不燃性廃棄物の選別破碎設備

(11) 機密物品の選別破碎設備

(12) スプレー缶の処理設備

(13) 質量計量設備

(14) その他機器類